

# よこすかカレーフェスティバル 2024

## 出店要領 (出店申込書付)

### 【申込期限】

令和6年(2024年)2月26日(月)17時必着

今回から出店要領等の内容を大幅に変更しています。

最後まで必ずご一読いただき、申込をお願いいたします。



カレーの街よこすか  
25周年ロゴ

主催者(申込先及び問合せ先)

カレーの街よこすか推進委員会事務局(横須賀市役所文化スポーツ観光部観光課内)  
担当:保坂、福田

〒238-8550 横須賀市小川町11番地  
TEL:046-822-8294 FAX:046-824-3277  
E-mail:yokosuka-curry@city.yokosuka.kanagawa.jp

目 次

1 開催目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

2 開催日時・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

3 開催場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

4 出店条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

5 出店形式等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

6 区分A「簡易調理のみ」の出店内容等について・・・・・・・・ P 5

7 区分B「簡易でない調理を含む」の出店内容等について・・・・ P 7

8 区分C「キッチンカー」の出店内容等について・・・・・・・・ P 10

9 追加物品の申込について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11

10 イベント中止時における出店料の取り扱いについて・・・・ P 11

11 出店申込について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 12

12 出店等の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13

13 出店にかかる届出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13

14 搬入出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 14

15 イベント開催可否の判断等について・・・・・・・・・・・・ P 14

16 注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 15

17 近年の来場者数の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 18

◎今後の主なスケジュール（予定）

～2月下旬

出店申込受付期間

（2月26日（月）17時 申込締切）

3月中旬

出店場所決定通知送付

4月下旬～5月上旬

出店の手引き等送付

5月18日（土）、19日（日）

よこすかカレーフェスティバル開催当日

## 1 開催目的

横須賀市は平成11年（1999年）に「カレーによるまちづくり」をスタートして、今年で25周年を迎えます。引き続き、カレーの街よこすかのメインイベントである「よこすかカレーフェスティバル」を開催し、カレーを通じてさらに多くの都市や人との食による交流を一層深め、「日本で一番カレーの話題があふれる街」を目指します。

## 2 開催日時

令和6年（2024年）5月18日（土）、19日（日） 9：00～16：00

## 3 開催場所

三笠公園（〒238-0003 横須賀市稲岡町82）

## 4 出店条件

おかげさまで、例年、多くの団体様にご応募いただいております。主催者としても可能な限り多くの方にご出店していただきたいと考えています。

一方で、過去にはマナーを守らない出店者やイベントの趣旨から外れた商品の販売等を行う出店者が一部に見受けられました。

このイベントは「カレーフェスティバル」であり、カレー関連商品以外の商品を一番目立つ形での出店はできません。

つきましては、ご出店いただく団体は以下の出店基準を満たしている団体等に限定させていただきます。また、応募者多数の場合には、お申込み書類の内容等を参考に、主催者による選考を行い決定させていただきます。（出店可否の決定事由については、一切お答えできませんのであらかじめご了承ください。）

また、保健所の指導により、出店確定前・後に販売商品の一部変更等をお願いする場合があります。これに応じただけない場合には出店を取り消すことがあります。

※出店要領等を最後まで必ずご一読いただき、同意してからお申込みください。

### 【出店基準】

- ①地域に根差したカレー、カレーパン等のカレー関連商品の販売・PRであるか。
- ②カレーを題材にした地域振興やそれに準ずる活動を行っているか。

※市役所・商工会議所等の推薦状またはグルメコンテストなどの受賞実績等があれば参考にさせていただきますので添付してください（任意）。

- ③ご当地の食材、産品を使用する場合、それがどういったものか説明があるか。

- ④一般的に誰しものが「カレー関連商品」であると認識できるものか。  
(材料にスパイス等を使用しているだけでなく、しっかりと「カレー」を感じられるか)

⑤その他

- ・ 2日間出店いただけるか。(原則、同一出店者による2日間出店となります。)
- ・ 各種提出書類を期日までに提出いただけるか。
- ・ 各種ルール (P15～【16 注意事項】) やマナーを守っていただけるか。
- ・ 「全国ご当地カレーグランプリ」へ参加いただけるか など

以上の内容について、ご提出いただく出店申込書等により確認させていただきます。これらにより、カレーフェスティバルの趣旨とそぐわないと主催者が判断した場合には、出店をお断りさせていただきます。

なお、今回5年ぶりに「全国ご当地カレーグランプリ」を開催します。

また、次に該当する場合は出店できません。

- (1) フリーマーケット
- (2) 鮮魚・精肉などの生鮮品の販売
- (3) 著しい臭気・騒音・振動などを発する出店内容
- (4) 刃物、薬物、火気などの危険物の販売
- (5) 来場者の個人情報収集することが目的とされるもの
- (6) 開催運営上支障があるもの
- (7) 公園管理上支障があるもの
- (8) 公序良俗に反するもの
- (9) 法令に反するもの
- (10) その他、主催者が不適切と判断するもの

## 5 出店形式等について

昨年までは、すべてテントによる出店でしたが、今年は、出店内容によって以下のAからCの3つに区分し、募集します。

近年、多くの団体様にお申込みをいただいております。できるだけ多くの方に出店いただくため、1団体につき、1小間とします。なお、出店場所については、主催者が指定します。

また、以下に記載の販売可能な商品はあくまで目安であり、最終的には、ご提出いただいた出店申込書等を保健所が確認します。確認の結果、販売商品の一部変更等をお願いする場合があります。

いずれの場合も、生野菜は使用できません。(必ず、加熱調理してください。) また、カレー関連商品以外のごはん類の販売はできません。

区分	出店内容	出店形式	出店料 (1小間)	販売可能な商品 (目安)
A	簡易調理のみ	テント (3.6m×2.7m)	6万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・煮る、焼く等の加熱調理作業が1工程であり、調理工程が単純なもの。</li> <li>・調理例 煮込んだ(温めた)カレーをご飯のうえに盛る。<u>(トッピングは一緒に加熱するか、現地で加工しない既製品のみ。)</u></li> </ul>
B	簡易でない調理を含む	コンテナ (2.9m×2.3m)	15万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・煮る、焼く等の調理工程が複数であり、調理工程が複雑なもの。</li> <li>・区分Aの販売可能な商品に該当しないもの。</li> </ul>
C	キッチンカー	キッチンカー (2.0m×5.0m)	4万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出店者が所有するキッチンカーで出店し、販売できます。</li> <li>・神奈川県内での営業許可書が必要です。</li> </ul>

<注意事項> ※必ず、お読みください。

- 区分によって、出店内容、出店形式、出店料及び販売可能な商品が異なります。出店要領をご確認いただき、ご自身の希望する区分でお申込みください。詳細は、後述の各区分の出店内容等についての詳細を必ずお読みください。
- 募集数は、A区分が20小間、B区分が30小間、C区分が5小間を予定しています。(申込状況によって、主催者が店舗数の割合を変更する場合があります。)
- 申し込んだ後、区分の変更はできません。(申込状況により、主催者から区分の変更をお願いする場合がございます。)
- 開催当日は、各区分で販売可能な商品のみ販売が可能です。
- 開催当日、各区分で販売可能な商品以外を販売している場合は、主催者が販売商品の是正を勧告します。是正に応じていただけない場合、当日、出店を取り消します。また、次回以降の出店をお断りします。
- 販売可能商品には一定の制限があるため、申込後、販売商品の一部を変更していただく場合がございます。
- カレー関連商品以外のごはん類の販売はできません。

## 6 区分A「簡易調理のみ」の出店内容等について

### (1) 出店形式

テント 1張 (W3.6m×D2.7m 四方幕付)

### (2) 出店料 (1小間)

6万円

※出店決定後に、請求書を送付しますので期限内にお振込みください。

### (3) 1小間の基本仕様

①テント	1張 (W3.6m×D2.7m 四方幕付)
②出店者名看板	1枚 (W0.9m×H0.2m)
③テーブル	3台 (ビニールクロス付 W1.8m×D0.6m)
④パイプイス	3脚
⑤消火器	1本
⑥耐火ボード	1枚
⑦手指消毒用アルコール (500ml)	1本

※火気器具をご使用いただく場合、消火器及び耐火ボードの設置が必須となります。

なお、電気を熱源とする器具 (電気ウオーマー等)も対象の火気器具となります。

※備品の使用は、出店テント内に限ります。

※調理を伴う出店については、主催者の判断により、床面にブルーシートを設置します。

(無料)

※発電機の持ち込みは、会場設営の都合上、お断りしております。

※上記に記載の数以上に必要な物品やその他に必要な物品がある場合は、持ち込みまたは、追加での有料発注になります。追加申し込みについては、「P11 9 追加物品の申込について」をご確認ください。

### (4) 取り扱い可能な食品について

#### ①基準

- ・1つの鍋で煮込むだけ、1つの鉄板で炒めるだけのように、1工程の加熱調理のみであり、提供まで高温の状態を保てるもの。加熱調理後、冷ますものや放置するものは控えること。
- ・野菜や肉等の下処理は衛生的な施設 (自宅不可) で行うこと。
- ・薬味等のトッピングは、一緒に加熱するか市販品のみとすること。
- ・揚げ物類をトッピングすることや、盛り付けにあたって型を用いる等は簡易な調理とみなしません。

②取り扱い可能な食品の例（食材等により制限があります。）

カレーライス（※1）	温そば	温うどん
焼きとり（※2）	焼きそば	ホットドッグ（※3）
フライドポテト	かき氷（※4）	

- ※1 カレーライスは当日調理した出来立てのカレー、または衛生的な施設で調理し、瞬間冷凍したものを現地で再加熱したカレーをご飯にかけて提供すること。「カレーライス」以外のごはん類は、区分Aでは販売できません。
- ※2 焼きとりなどの肉串は、市販の加熱調理品を仕入れ、現場で十分再加熱すること。
- ※3 食材は加熱調理をすること。生野菜は使用不可。
- ※4 かき氷にかけることが可能なものは、市販のシロップのみです。また、使用する氷は市販品を使用してください。



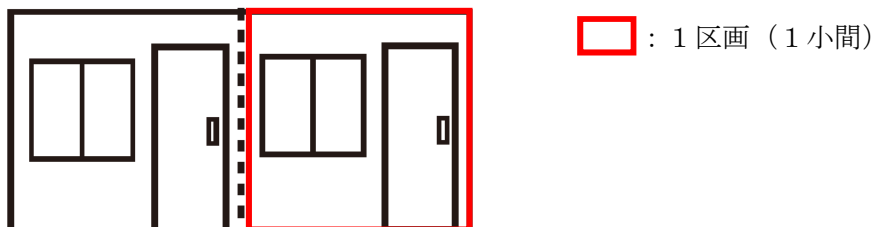
## 7 区分B「簡易でない調理を含む」の出店内容等について

### (1) 出店形式 ※現時点の予定です。

コンテナ 1 区画 (W2.945m×D2.350m×H2.825m)

※コンテナ1棟を仕切り板で2つに区分けし、そのうちの1区画で出店いただきます。

(正面図イメージ)



※コンテナの前方1.0mまでのエリアは、各出店者にて使用いただけます。

※図はイメージです。ドアの位置等は変更となる場合があります。

### (2) 出店料 (1小間)

15万円

※出店決定後に、請求書を送付しますので期限内にお振込みください。

### (3) 1小間の基本仕様

①コンテナ	1区画 (W2.945m×D2.350m×H2.825m)
②出店者名看板	1枚 (W0.9m×H0.2m)
③テーブル	3台 (ビニールクロス付 W1.8m×D0.6m)
④パイプイス	3脚
⑤消火器	1本
⑥耐火ボード	1枚
⑦手指消毒用アルコール (500ml)	1本
⑧ポリタンク (20L)	4個 (80L分)
⑨排水用タンク (20L)	1個
⑩一層シンク (ポリタンク用)	1台
⑪ポリタンク設置台	1台

※火気器具をご使用いただく場合、消火器及び耐火ボードの設置が必須となります。

なお、電気を熱源とする器具 (電気ウォーマー等) も対象の火気器具となります。

※備品の使用は、出店コンテナ内及びコンテナ前方1.0mまでのエリアに限ります。

※発電機の持ち込みは、会場設営の都合上、お断りしております。

※上記に記載の数以上に必要な物品やその他に必要な物品がある場合は、持ち込みまたは、追加での有料発注になります。追加申し込みについては、「P11 9 追加物品の申込について」をご確認ください。

(4) 取り扱い可能な食品について (目安)

① 基準

- ・ 非加熱の食肉、魚介類及び鶏卵、生クリーム並びにソフトクリーム以外の食品を複数品目取り扱いできます。
- ・ 現地での食肉等の細切や串うち等の仕込み行為はできません。現地では市販品または営業許可を受けた施設等で仕込んだものをご使用ください。
- ・ 調味、薬味のトッピングを行うことは差し支えありませんが、市販品または営業許可を受けた施設等で仕込んだものをそのまま用いる必要があります。

② 取り扱い可能な食品の例 (例示品目以外の食品であっても加熱・調理工程等が類似食品の範囲と認められるものについては、同等に扱うこと。)

分類	例示品目	簡易な調理として 現地で行える範囲
煮物類	おでん、豚汁、煮込み、けんちん汁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具材を煮込む。</li> <li>・ 市販品を加温する。</li> </ul>
焼物類	焼きとり、いか焼、焼き貝、焼き餃子、焼き魚、焼き餅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具材、半製品又は市販品を焼く。 (食肉を焼く場合にあっては、短時間に中心部まで加熱が十分にできる大きさとする。)</li> </ul>
お好み焼類	お好み焼、たこ焼、チヂミ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具材、水、粉を手順に応じて混ぜて焼く。</li> <li>・ 半製品又は市販品を焼く。</li> </ul>
茹物・蒸し物類	じゃがバター、蒸し餃子、蒸しシュウマイ、味噌田楽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具材を茹でる又は蒸す。</li> </ul>
麺類	焼きそば、ラーメン、そば、うどん、パスタ類、即席カップ麺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 麺、具材を手順に応じて焼く又は茹でる。</li> <li>※茹でた麺をスープと合わせることは可能だが、スープは当日調整したものを使用すること。</li> <li>※麺を冷やす行為は簡易な調理ではないため、冷やし麺類は不可とする。</li> <li>※薬味以外の具材のトッピングは、原則市販品をそのまま用いること。</li> </ul>
揚げ物類	フライドポテト、串かつ、唐揚げ、コロッケ、フライドパスタ、揚げ餃子、揚げシュウマイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具材に応じて衣をつけて揚げる。</li> <li>・ 半製品又は市販品を揚げる。</li> </ul>

<p>喫茶類</p>	<p>おしるこ、コーヒー、かき氷、甘酒、清涼飲料水、紅茶、かち割り氷</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品目に応じて食材を希釈、混合、抽出又は削氷する。</li> <li>・使用する氷は市販品とする。</li> <li>・清涼飲料水は市販品を容器に注ぐのみとする。</li> <li>・おしるこに使用する具材は、市販品の餅又は白玉を提供直前に焼いた又は茹でたものとする。</li> <li>・かき氷にかけることが可能なものは、市販のシロップのみとする。</li> </ul>
<p>ドッグ類</p>	<p>ホットドッグ、ハンバーガー、ドネルケバブ、タコス</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具材を焼き又は茹で、市販品のパン類と併せる。</li> <li>・生の野菜、果物を十分加せず併せることは不可とする。</li> </ul>
<p>ごはん類</p>	<p>カレーライス、牛丼、焼き肉丼等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具材を焼き又は煮て、ごはんを併せる。</li> <li>※ごはんは、できる限りレトルト又は無菌包装米飯を使用すること。</li> <li>※炊飯する場合は、炊飯後摂氏 65 度以上に保温すること。</li> </ul>

(5) 保健所への届出について

区分B「簡易でない調理を含む」での出店の場合、保健所への営業許可申請（食品関係営業許可申請書）が必要となります。

保健所への書類提出等は主催者が行いますので、出店決定後、申請に必要な書類について、別途主催者から提出を依頼します。

(後日、提出いただく書類)

- 1 営業者が個人にあつては、住所及び氏名が確認できるもののコピー。(運転免許証、マイナンバーカード等)、法人にあつては、法人の所在地及び法人名称等が確認できるもののコピー。(登記事項証明書、定款など)  
 ※登記事項証明書などが無い場合は、団体代表者の運転免許証、マイナンバーカード等のコピーでも可。
- 2 食品衛生責任者の資格を証する書類のコピー(食品衛生責任者養成講習会終了証書・調理師免許・栄養士免許等)

## 8 区分C「キッチンカー」の出店内容等について

### (1) 出店形式

キッチンカー 1区画 (2m×5m)

### (2) 出店料 (1小間)

4万円

※出店決定後に、請求書を送付しますので期限内にお振込みください。

### (3) 出店条件等

①神奈川県内での食品衛生法に基づく自動車による移動食品営業許可 (営業許可証) が必要です。出店申込の時点で営業許可をお持ちでない場合は、出店いただくことはできません。

※営業許可は有効期限内である必要があります。

※令和3年6月1日以降に、神奈川県内で食品衛生法に基づく自動車による移動食品営業許可を新たに受けた営業車は、県内の自治体で営業を認めあう運用を開始したことから、神奈川県全域で営業可能となりました。

②営業許可を受けた範囲内で、食品の販売が可能です。

③搬入できる車両は、1区画につき1台です。

④場所の指定はできません。

⑤備品の貸出し等はいたしません。必要な物品がある場合は、追加での有料発注となります。有料発注については、「P11 9 追加物品の申込について」をご確認ください。

⑥営業に当たって床面を汚すことがないようにお願いします。床面を汚す可能性がある場合は、床面にブルーシート等を設置してください。万が一汚した場合は、出店者の責任で清掃してください。

⑦発電機の持ち込みについては、事前に主催者に申し出てください。持ち込みの発電機を使用する場合も、1区画 (2m×5m) 内で営業するようお願いします。

### (4) 保健所への届出について

保健所への届出にあたって、食品衛生法に基づく自動車による移動食品営業許可証のコピーをご提出いただきます。出店決定後、別途主催者から提出を依頼します。

## 9 追加物品の申込について

物品の追加発注が必要な場合は、設営等委託事業者へ直接ご注文いただきます。（発注方法等は、後日お知らせします。）

なお、物品によっては、手配にかかる日数等の都合上、ご希望に添えない場合がございますので予めご了承ください。

【参考】追加物品の費用の目安（※価格は目安であり、状況により変動します。）

物品名	金額	物品名	金額
2重コンロ	3,500円	耐火ボード	1,200円
3重コンロ	4,500円	パイプイス	300円
消火器	3,000円	テーブル (1,800×600)	1,200円
100V 電源 (1500W)	6,000円	テーブルクロス	500円
200V 動力電源	12,000円	ガスボンベ	8,500円

## 10 イベント中止時における出店料の取り扱いについて

### （1）荒天等により2日間とも全く開催されなかった場合

開催に向けて準備等に要した諸費用を精算し、主催者と出店者との按分により算出した金額を、出店者へ返金します。

### （2）荒天等により1日間の開催だった場合

出店料の返金はありません。

## 11 出店申込について

### (1) 申込方法

次の提出書類に必要事項を記入のうえ、郵送またはメールにてお申し込みください。  
(FAX での申込は受け付けません。) なお、ご不明な点等があればお問い合わせください。

出店申込書の「(4) 提供商品情報」に記載いただいた商品が、「全国ご当地カレーグランプリ」の商品となります。

出店申込書と併せてご提出いただく、「販売するカレー商品の写真」は、出店申込書の「(4) 提供商品情報」の商品写真としてください。

申込の際に提出いただいた写真を、チラシ等の広報媒体に掲載します。出店申込（写真の提出）をもって、広報媒体に掲載することに同意したとみなします。

#### 【提出書類】

① 「よこすかカレーフェスティバル 2024」出店申込書

② 販売するカレー商品の写真

※この出店要領も含め、各書類は以下のホームページからもダウンロードができます。

URL : <https://www.cocoyoko.net/gourmet/curry.html>



### (2) 申込先（主催者）※郵送またはメールにて申込（FAX 不可）

カレーの街よこすか推進委員会事務局（横須賀市役所文化スポーツ観光部観光課内）  
担当：保坂、福田

〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町 11 番地

TEL : 046-822-8294 FAX : 046-824-3277

E-mail : yokosuka-curry@city.yokosuka.kanagawa.jp

### (3) 申込期限

令和 6 年（2024 年）2 月 26 日（月）17 時 必着

### (4) 申込確認

申込受付後、主催者から「受付確認票」を FAX またはメールにて送付します。

※受付確認票が送付されない場合、受付が完了しておりませんので、

主催者（TEL : 046-822-8294）までご連絡ください。

## 12 出店等の決定について

出店及び出店場所の決定に関する通知は3月下旬を予定しています。

出店場所については、区画や申込数、出店内容を考慮し、主催者にて決定させていただきます。出店場所の希望は受けることができませんので、予めご了承ください。

## 13 出店にかかる届出について

### (1) 飲食に関する保健所への届出について

飲食に関する保健所への届出は、前述の各区分の出店内容等についての詳細のとおりです。主催者で一括して行いますので、主催者から関係書類の提出依頼がありましたら、必ず期日までにご提出をお願いします。

### (2) 酒類販売に関する税務署への届出について

缶・ビン等、封をしたものを販売する出店者については横須賀税務署への届出が必要になります。開催の10日前（令和6年（2024年）5月8日）までに必ず手続きを完了してください。過去開催のカレーフェスティバルで税務署の査察が入り、注意を受けていますので、該当がある場合は、必ず各出店者で対応してください。

なお、届出に関するお問合せは次のとおりです。

#### ◎お問合せ先

横浜中税務署 酒類指導官 代表番号：045-651-1321

#### ◎国税庁ホームページ「お酒に関するQ&A（販売免許関係）」

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/qa/03b/09.htm>

#### ◎国税庁ホームページ「期限付酒類小売業免許届出について」

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/menkyo/tebiki/kourigyoku2016/index.htm>

## 14 搬入出について

搬入出の詳細につきましては、出店確定後にあらためてご案内いたします。

なお、主催者が指定した搬入出日時の変更はできません。

また、搬入・搬出作業の際、主催者による台車等の貸し出しはありません。

イベント2日目の搬出時、会場内にヤマト運輸(株)の荷物返送用の受付テントを設ける予定です。

### (1) 搬入日時(予定)

イベント前日 (5月17日(金) 13時～16時30分)

イベント1日目 (5月18日(土) 7時～8時30分)

イベント2日目 (5月19日(日) 7時～8時30分)

### (2) 搬出日時(予定)

イベント1日目終了時 (5月18日(土) 16時15分～17時)

イベント2日目終了時 (5月19日(日) 16時15分～17時15分)

### (3) 搬入方法

・宅配便の場合：イベント前日(5月17日(金) 16時まで)に届くように、イベント会場の各ブースへ送付してください。

※受領は出店者ご自身でお願いいたします。主催者の代理受領は行いません。

・車両の場合：2t車以下の大きさの車両は会場内へ入ることができます。

2t車を越える大きさの車両は入れませんので、三笠公園入口に一時駐車して、荷物を降ろしていただきます。

### (4) 駐車場について

出店者用駐車場のご用意はありません。出店者各自の負担で、近隣の駐車場をご利用いただくこととなりますので、予めご承知おきください。(大型車も同様)

会場となる三笠公園に隣接する「三笠公園駐車場」は、当日使用できませんので予めご承知おきください。

## 15 イベント開催可否の判断等について

本イベントは諸般の事情により、急遽、開催内容を変更・中止する場合がありますので、予めご承知いただきますようお願いいたします。



## 16 注意事項

## ◎イベント全般に関すること

- (1) 「出店申込書」等の記載内容については、主催者より随時確認させていただくことがありますのでご了承ください。なお、出店内容等が出店要領に則っていないと判断した場合は、申し込みを取り消します。
- (2) 出店決定後、出店内容により官公庁の許可が必要な場合には、出店者において対応していただき、許可証などの写しを事務局にご提出ください。
- (3) 出店者は、自社のテント、コンテナ、キッチンカー区画の一部または全部を有償無償にかかわらず、第三者または他の出店者に転貸、譲渡、交換業務委託など（以下「名義貸し」という。）はできません。
- (4) キッチンカーによる出店を除き、車両を使用した出店はできません。（主催者が認めた場合を除きます。）  
また、来場者へゴム等の風船（ヘリウム等を使用し空中浮揚する風船）を販売・プレゼントすることや、ペットの持ち込みは禁止です。
- (5) 出店決定後（開催日含む）において、出店内容・出店資格などが出店要領に則っていない、または「出店申込書」等の内容と相違していると判断した場合は、出店内容の変更を指示します。申込みと異なる品物、サービスを扱わないでください。
- (6) 主催者は、次の団体に対して申込みまたは出店決定を取り消すとともに、次回以降の出店申込みを受け付けません。

ア 虚偽の出店申込を行った団体等

イ (3) による「名義貸し」行為に関係した団体等

ウ (5) による変更の指示に対応しない団体等

エ 主催者・運営事務局の指示に従わない団体等

オ 上記ア～エに類する行為をした団体等

カ 暴力団員等や暴力団経営支配法人等、その他反社会的勢力等に該当する団体等

キ 暴力団員等と密接な関係を有する者が経営等に事実上参加している団体等

※暴力団員等とは

暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

※暴力団経営支配法人等とは

法人その他の団体でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するものをいう。

◎設営・撤去に関すること

- (7) ブース内で臨時回線、ガス（ガスボンベ除く）、水道を個別で使用する場合には、主催者では取り扱いません。主催者と事前に協議のうえ、出店者にてご手配ください。
- (8) 会場設営・安全管理の都合上、発電機の持ち込みはできません。（キッチンカーによる出店を除く）
- (9) 台風等による強風、強雨以外の雨天時は、原則開催となります（小雨決行）。出店者は雨天時でも対応できるよう準備をしてください。
- (10) 平成 26 年に横須賀市火災予防条例が改正され、多数の者が集合する催しに際して対象火気器具等を使用する場合は、消火器の準備をすることが義務付けられました。**対象火気器具を使用する場合には、消火器及び耐火ボードの設置が必要となります。なお、電気を熱源とする器具（電気ウォーマー等）も対象火気器具となります。イベント当日は、消防署による立会い検査がありますので、指摘があった場合は速やかに是正し、指示等に従ってください。従っていただけない場合は、出店を取り消します。**  
 ※消火器は、対象火気器具等を使用する 1 露店に対して業務用消火器が 1 本必要（水バケツ、エアゾール式消火器具及び住宅用消火器は、消火器とみなされません）
- (11) 出店ブースの看板装飾等については、強風などで危険な場合、主催者の求めに応じて、看板装飾等を取り下げてください。また、看板装飾等の取り付け、取り外し作業においては、周囲の安全を確認して行い、イベント開催中においては、看板装飾等により来場者等に危険がないように管理してください。  
 （看板装飾等の管理不備等によって生じた損害については、当該出店者の責任において解決するものとし、主催者は一切の責任を負いません。）  
 当日の出店ブースにおける掲示物や装飾品は、カレー関連商品以外の商品が一番目立つことのないようにしてください。
- (12) 搬入時の運営事務局の現場確認及びブース撤収時の運営事務局による原状復帰の確認に立ち会うようにしてください。

◎食品衛生に関すること

- (13) **食品を提供する従事者は、清潔な帽子、エプロンを着用し、長い髪は結ぶなど衛生管理にご注意ください。特に提供する食品の衛生面については、食中毒や異物混入等のないよう細心の注意を払ってください。**
- (14) 保健所の衛生検査には、必ず立ち会ってください。
- (15) イベント開催中に発生したゴミに関しては、会場内にゴミコンテナを設置していますので、きちんと分別をして持ち込んでください。なお、会場内で処理できないゴミについては、各自処理をお願いします。**（別添の「ごみの出し方についてのお願い」を参照してください。）**

- (16) 必ず主催者が指定した時間までに、会場内（保冷車等含む）から物品および食材などを搬出してください。なお、指定した時間以降に会場内（保冷車等含む）に残っている物品および食材等につきましては、廃棄させていただきます。
- (17) カレーライスを提供する場合の炊飯米は、各出店者にて手配をお願いいたします。  
※市内の炊飯米業者等の情報は、4月下旬以降にお送りする出店の手引きにてお知らせいたします。

#### ◎出店ルール・マナーに関すること

- (18) テントからはみ出での出店（荷物をテント外に置く等）など来場者の通行の妨げとなる行為や、来場者に不快を与える行為（飲酒しながら営業、刺青・タトゥーを見せびらかす、過度の肌の露出等）、公園施設の破損、その他主催者が不適切であると認めた場合、当日の出店を中止させていただき、次回以降の出店申込みをお断りします。なお、これによって生じた損害について、主催者は一切その責任を負いません。また、出店者の行為により事故等が発生した場合は、当該出店者の責任において解決するものとし、主催者は一切の責任を負いません。
- (19) 来場者に対してアンケート調査を実施する際、アンケートの範囲に個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、年齢、生年月日など）が含まれている場合は、アンケート調査票内に「調査目的」、「個人情報の使用及び取扱い方法」などを必ず明記するようにしてください。また、配布する際に十分に説明を行い、取扱いには特に注意してください。
- (20) 会場内では所定の喫煙場所以外での喫煙を禁じます。ブース内での喫煙も厳に禁じます。
- (21) 主催者等が提出依頼をした書類については、期限内に必ず提出してください。また、主催者等が緊急連絡をする場合がありますので、確実に連絡を取れるようにしてください。
- (22) 原則、イベント開催時間のあいだはブースを閉めることがないようにし、やむを得ずブースを閉めなければならない時は、主催者等に必ず伝えてください。
- (23) 商品提供時は、可能な限り環境に配慮した容器の使用にご協力をお願いします。

#### ◎その他イベントに関すること

- (24) 主催者は、管理者としての注意をもって会場全般の管理に努めますが、各出店物などの管理は出店者が責任を負うものとし、主催者は出店物の盗難、紛失、火災、損傷（風雨によるものを含む）などの損害に対して補償の責任を負いません。
- (25) 損害賠償等について  
出店者が会場や他の出店者のブース、設備並びに人身等に損害を与えた場合、賠償は出店者の責任において行うものとします。
- (26) イベント終了後、後日アンケートを実施しますので、必ずご協力をお願いします。

◎衛生対策について

(27) イベント開催期間中は、以下の感染症対策を行ってください。

- ①食品を扱うスタッフは常時マスクを正しく着用してください。
- ②手洗いや手指、使用物品等のアルコール消毒をこまめにしてください。
- ③金銭の受け渡しは、トレー等を使うなどして手指が直接触れないようにしてください。
- ④テント内は適宜換気するようにしてください。
- ⑤テント内が密集状態にならないよう、人数の配置等の調整をお願いします。
- ⑥従事者の食事は、出店テントの外で取ってください。
- ⑦可能な限りテイクアウトやキャッシュレスの対応にご協力をお願いします。
- ⑧その他、主催者が指示した感染対策を実施してください。
- ⑨イベント当日、以下の項目に当てはまる方は参加をお控えください。
  - ・体温が 37.5 度以上、または発熱症状
  - ・強い倦怠感
  - ・咳、のどの痛み、息苦しさ
  - ・味覚、臭覚の異常
  - ・その他、風邪の症状や体調不良など

**17 近年の来場者数の実績**

開催年度	来場者数(2日間)
平成 27 年度	51,000 人
平成 28 年度	57,000 人
平成 29 年度	52,000 人
平成 30 年度	53,000 人
令和元年度	65,000 人
令和 2 年度	中止
令和 3 年度	中止
令和 4 年度	26,000 人
令和 5 年度	47,000 人

※新型コロナ対策のため縮小開催